世界の吊具
イーグル・クランプ株式会社

本　　社／〒542-0012 大阪市中央区谷町8丁目2番3号(久寿野木ビル)
(貿易部)☎(06)6762-0341(代)　FAX(06)6768-5718(代)
e-mail：(本　社)eagle @ eagleclamp.co.jp

東京支店／〒221-0822 横浜市神奈川区西神奈川2-2-2(日光ビル)
☎(045)491-5355(代)　FAX(045)491-9633

札幌営業所／〒003-0837 札幌市白石区北郷7条7丁目1番10号
☎(011)873-6053(代)　FAX(011)873-6306

仙台営業所／〒983-0014 仙台市宮城野区高砂1丁目27番地の3
☎(022)254-5161(代)　FAX(022)254-5163

北関東営業所／〒373-0806 群馬県太田市龍舞町5342
☎(0276)46-7331(代)　FAX(0276)46-7004

千葉営業所／〒290-0056 千葉県市原市五井1205-1
☎(0436)23-4811(代)　FAX(0436)23-4812

名古屋営業所／〒453-0864 名古屋市中村区横前町551-4-1
☎(052)419-1301(代)　FAX(052)419-1302

大阪営業所／〒542-0012 大阪市中央区谷町8丁目2番3号(久寿野木ビル)
☎(06)6762-2081(代)　FAX(06)6768-8275

北陸営業所／〒921-8011 金沢市入江3丁目132番地(福村ビル)
☎(076)291-2026(代)　FAX(076)291-2027

岡山営業所／〒700-0986 岡山市北区新屋敷町3丁目5番21号
☎(086)246-1451(代)　FAX(086)245-8951

広島営業所／〒733-0863 広島市西区草津南3丁目7番9号
☎(082)279-6600(代)　FAX(082)501-2566

小倉営業所／〒802-0064 北九州市小倉北区片野3丁目4番14号(勝之ビル)
☎(093)921-1286(代)　FAX(093)922-4379

長崎営業所／〒851-1132 長崎市小江原4丁目2-5
☎(095)844-9875(代)　FAX(095)846-2251

奈良工場／〒630-0142 奈良県生駒市北田原町1570
☎(0743)78-0571(代)　FAX(0743)78-1639

技　術　部／〒630-0142 奈良県生駒市北田原町1570
☎(0743)78-0571(代)　FAX(0743)78-0572

ユーザー新規登録・確認、定期点検についてのお問合わせは、
0120-119-080
http: //www.eagleclamp.co.jp

A5-500　AP-2(第2版 第1刷)1410　LSC型取説　1,600円

取扱説明書
INSTRUCTION MANUAL
イーグル・クランプ
遠隔操作式レバーシャックル
LSC型

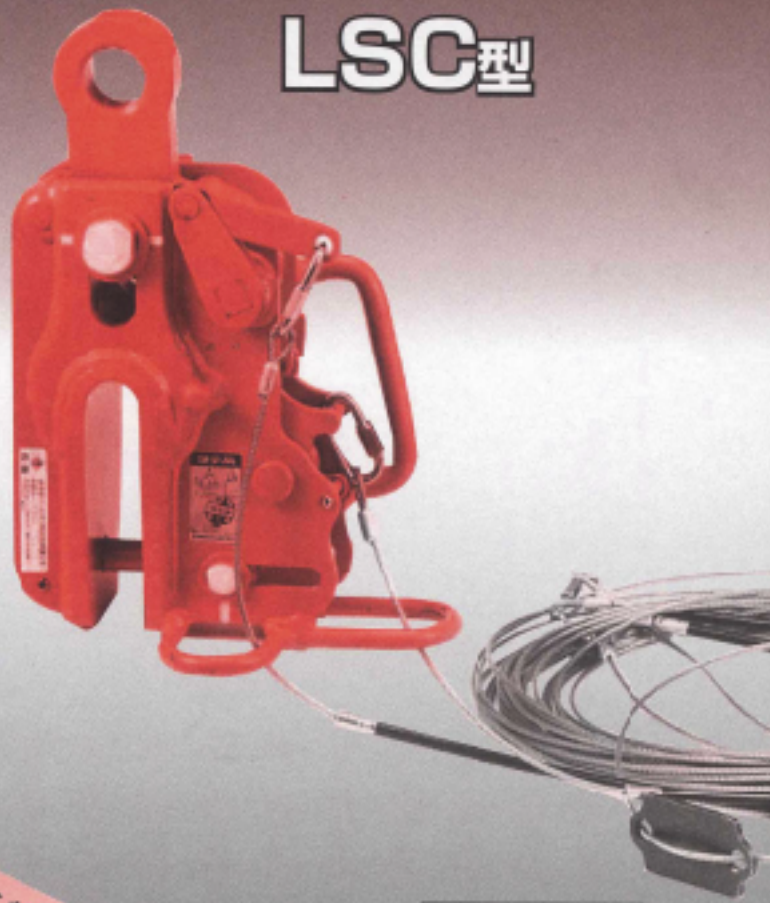

ご使用前に、必ずお読みください。
ご使用になる方、お一人に一冊ずつお渡しください。
ご希望の方は、取り扱い販売店、または当社営業所までご請求ください。

イーグル・クランプ株式会社

M-26 第2版

ごあいさつ

この度は、「遠隔操作式レバーシャックルLSC型」をお買上げいただき、誠に有難うございます。

ご使用の前には、この取扱説明書をよくお読み頂き正しい使用方法で安全にお使いくださいますようお願い申し上げます。

弊社は、つり具の専門メーカーとしてお買上げ頂いたクランプの保守管理のために、巡回サービスによる定期点検および不良部品の交換など、安全対策に万全を期しております。しかし、何分にも多方面にわたりご使用頂いておりますので、訪問点検は緊急の場合を除き当社の計画予定サイクルで実施させて頂いております。

労働安全衛生法では、現在ご使用中のクランプおよびつり具について、メーカーを問わず定期自主点検の実施および点検内容の記録が義務付けられています。つきましては、労働安全衛生規則にのっとった定期自主点検を実施して頂きまして、つり具による事故の防止にご配慮くださいますようお願い致します。

なお、 イーグル･クランプの保守点検につきましては後記の点検基準表をご参照の上、異常が認められたものは使用禁止とし、部品の交換または修理の処置をお願い致します。

修理不能品は、誤使用による事故を防止するため廃棄処分としてください。

交換部品・修理品・点検サービスのご用命・製品等についてのお問い合わせは、 イーグル･クランプ取扱店および最寄りの弊社営業所にて承っておりますのでお気軽にご相談ください。

この取扱説明書は保守点検の際に必要となりますので、お読み頂いた後はご使用になる方がいつでもご覧になれる場所に、保証書・点検報告書とともに大切に保管してください。

ユーザー登録・クランプ登録のお願い

保守管理のための大切なデータとなりますので、
保証書に添付されております保証書発行確認書
に必要事項をご記入の上、弊社まで必ずご返送
頂きますようお願い申し上げます。

安全上のご注意

【安全上のご注意は、玉掛け用クランプ全般の注意事項について
記載しているため、本製品の仕様とは異なる内容も含まれています。】

玉掛け用クランプをご使用になる前に、必ずお読みください。

玉掛け用クランプ（以下、クランプという）の使い方を誤ると、つり荷の落下などの危険な状態になります。
ご使用前に必ずこの取扱説明書を熟読し、正しくお使いください。
クランプを購入され使用される事業主はもとより、作業される方に「クレーン等安全規則」「玉掛け用つり具の作業マニュアル」「貴社の作業基準」などを教育し、作業される方がつり具の知識・安全の情報・そして注意事項の全てについて習熟されたことを確認の上、作業に従事させてください。
「玉掛け安全協議会」では、この取扱説明書に使用する注意事項を「危険」「注意」の2つに区分しています。

以下に記載する注意事項「危険」「注意」を守らずに起きた事故・損失等については、責任を負いかねますのでご了承ください。

※ お読みになった後は、お使いになる方が、いつでもご覧になれるところに必ず保管してください。

危険	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、死亡または重傷を受ける可能性が想定される場合。
注意	取り扱いを誤った場合に、危険な状態が起こりえて、中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合、および物的損害が想定される場合。

なお、⚠ 注意 に記載した事項でも、状況によっては重大な結果に結びつく可能性があります。
いずれも、重要な内容が記載されていますので、必ず守ってください。

●記号の説明

記号は、危険・注意を促す内容があることを告げるものです。図の中に具体的な危険内容・注意内容が記載されています。

（右図の場合は狭まれ注意）

記号は、禁止の行為であることを告げるものです。

記号は、行為の強制や指示したりする内容を告げるものです。
図の中や近傍に具体的な指示内容が記載されています。

（右図の場合は 2 点吊）

1. 取り扱い全般について

危　険

1. 取扱説明書、および注意銘板の内容を熟知していない人は使用しないでください。
2. 法定資格のない人は、絶対にクレーン操作、玉掛け作業をしないでください。
（クレーン等安全規則第221条・第222条）
3. つり上げ運搬中は、つり荷の落下・転倒範囲内に立ち入らないでください。
（クレーン等安全規則第28条・第29条）
4. 玉掛け・玉外し作業以外には使用しないでください。

禁止

5. 作業開始前の点検や、定期点検を必ず実施してください。
（クレーン等安全規則第217条・第220条）

指示

2. 作業前の確認について

危　険

1. 運転と操作に必要な教育を受けていない人には、使用させないでください。
2. クランプに変形・亀裂・作動不良があるもの、ボルト・ナットの緩み・脱落等のあるものは、使用しないでください。
3. つり荷の玉掛け部に変形・き裂のあるものは、クランプを使用しないでください。
4. 作業方法に適合しないクランプは、使用しないでください。

禁止

5. 高所作業は、作業責任者の指揮にしたがってください。
6. つり荷の玉掛け部の形状は、つり上げ荷重に充分耐えうる強度を有すること。
7. つり荷のつり荷重が、使用するクランプの最大使用荷重の許容範囲内であること。
8. つり荷の形状が、使用するクランプの許容範囲内であること。
9. 玉掛け作業に従事される人は、玉掛け作業に適した服装をしてください。

指示

注　意

10. クランプに取り付けられた注意銘板を取り外したり、不鮮明なまま使用しないでください。
11. 環境の条件が次の場合は、クランプを使用しないでください。
・つり荷の温度が150℃以上の高温、および−20℃以下の低温。
・酸，アルカリ等の溶液中、および雰囲気中

禁止

12. クランプに使用するスリングは、玉掛け作業に適合したものを使用してください。

指示

3. 使用方法について

危　険

1. クランプで、規定以外の物には使用しないでください。
2. 強風時、危険が予想させる場合はクランプを使用しないでください。

禁止

危　険

3. クランプの玉掛けはバランスを保つ位置に取り付け、クランプおよびつり荷の安定を図るようにしてください。
4. 玉掛け作業を高所で行う作業者は、安全帯を装着し墜落防止策を確実に施行した後、安定した足場・姿勢で作業を行ってください。
5. クランプは、所定の位置まで差し込んでください。

指示

注　意

6. クランプを傾けたりたり、引きずったりしないでください。
7. クランプを使用中は、つり荷に溶接作業を行わないでください。

禁止

4. クレーン操作について

危　険

1. クランプの最大使用荷重を越えるつり荷は、絶対につらないでください。
2. つり荷やクランプに、衝撃荷重が働くようなクレーン操作はしないでください。
3. クランプでつった荷に人は乗らないでください。また、人の乗る用途には絶対使用しないでください。
4. クランプで地球づりをしないでください。
5. クランプの仕様寸法以外のつり荷は、絶対につり上げないでください。
6. つり荷を人の頭上を越えて運搬しないでください。
7. つり荷の昇降作業時は、つり荷を振らせないでください。
8. つり荷から取り外したクランプを再度つり荷に引っ掛けることや、隣接の部材に当てたりしないでください。

禁止

9. 運転中は、気をそらさないでください。
10. クレーンで巻上げるときは、つり荷に荷重がかかった時点で一旦停止し安全確認（差込深さ等）を行ってください。
11. 着地前に一旦停止して、次の事項を確認してください。（つり荷の傾き、転倒、および着地場所とその周辺の安全確保）

指示

注　意

12. 斜め引きや、つり荷を引きずるような操作はしないでください。
13. クランプでつり荷をつったまま、クレーン（巻上機等）の運転位置から離れないでください。

禁止

14. クレーンの巻上げ・巻下げは、静かに丁寧に行ってください。
15. クランプを使用しないときは、決められた場所に保管してください。

指示

5. 保守点検・保管・改造について

危　険

1. クランプ、および付属品の改造は、絶対にしないでください。
2. クランプ、および付属品に溶接、加熱などをしないでください。
3. 当社製純正部品以外は、絶対に使用しないでください。
4. 修理が必要なクランプは別の場所に保管し、誤って使用されないようにしてください。

禁止

5. 保守点検・修理は、事業者が定めた専門知識のある人が行ってください。
6. 保守点検で異常があったときはそのまま使用せず、ただちに補修、または廃棄してください。
7. 保守点検を行う場合は、必ずクランプを安定した場所に着地させ、周囲の安全を確かめた上で行ってください。
8. クランプの可動部にかみ込んだ塗料・汚泥等を必ず除去してください。

指示

注　意

9. 保守点検、修理をするときは、必ず空荷（つり荷がない）の状態で行ってください。
10. 保守点検、修理をするとき、点検作業中の表示（『点検中』等）を必ず行ってください。
11. クランプは必ず室内に保管してください。
12. クランプの回転部分（ピン回り）、摺動部、ガイド溝等に必ず注油してください。

指示

クランプに注意銘板（またはシール）が取り付けられています。
ご使用時、ご確認ください。

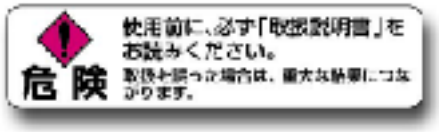

目　　次

ごあいさつ …… 1

安全上のご注意 …… 2~8

目　　次 …… 9

1. 仕様寸法 …… 10

2. 分解構造図および部品表 …… 11

3. 構造と作動原理 …… 12

4. 使用方法と注意事項 …… 13~17
（A）スリングの使用方法 …… 13
（B）クランプの取り付け方法 …… 13~14
（C）つり上げ・運搬 …… 15
（D）巻下げ …… 15
（E）開放 …… 16
（F）取り外し …… 17

5. 点検基準 …… 18~19

1. 仕様寸法

• LSC型

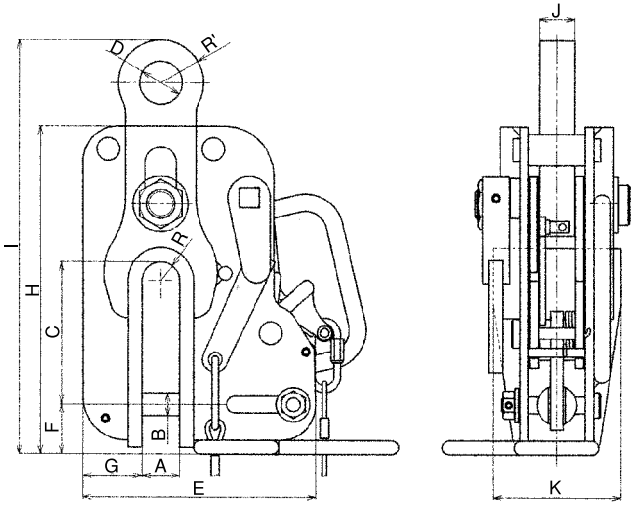

●仕様表

型　式	最大使用荷重 (ton)	許容使用板厚 (mm)	寸　法(mm)					
			A	B	C	D	E	F
LSC-3(φ16)	3	6～25	26.5	16φ	100	φ30	164.5	35
LSC-5(φ22)	5	6～28	30	22φ	100	φ45	182	30

型　式	寸　法(mm)							製品質量 (kg)
	G	H	I	J	K	R	R'	
LSC-3(φ16)	42	230	290～320	25	90	13.25	30	10.4
LSC-5(φ22)	47	225	300～330	32	110	15	36	14.0

※付属品ワイヤーは、標準10mです。

2. 分解構造図および部品表

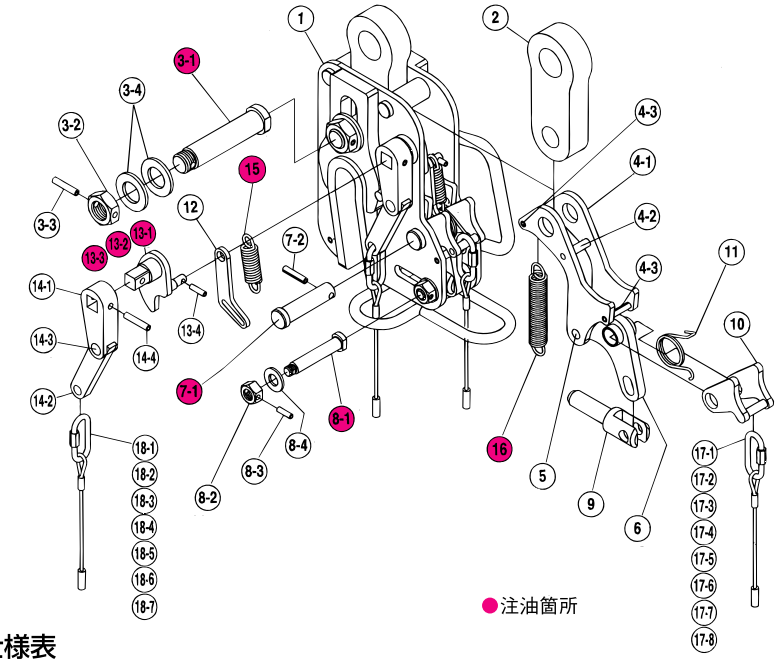

●仕様表

部品番号	品　名	枝番	部品名	数
1	本体			1
2	つり環			1
3	つり環ボルト	3-1	つり環ボルト	1
		3-2	六角ナット	1
		3-3	スプリングピン	1
		3-4	平座金	2
4	リンク	4-1	リンク	1
		4-2	幅決めピン	1
		4-3	スプリングピン	2
5	リンクカシメピン			1
6	Lリンク			1
7	Lリンクピン	7-1	Lリンクピン	1
		7-2	スプリングピン	1
8	ガイドボルト	8-1	ガイドボルト	1
		8-2	六角ナット	1
		8-3	スプリングピン	1
		8-4	平座金	1
9	つりピン			1
10	ロックカム			1
11	ロック用キックバネ			1
12	ラッチリンク			1
13	開放ロックカム	13-1	開放ロックカム	1
		13-2	ロックカムピンA	1
		13-3	ロックカムピンB	1
		13-4	スプリングピン	1

部品番号	品　名	枝番	部品名	数
14	開放ハンドル	14-1	開放ハンドルA	1
		14-2	開放ハンドルB	1
		14-3	開放ハンドル カシメピン	1 1
		14-4	スプリングピン	1
15	ロックスプリング			2
16	開放用スプリング			1
17	ロックカム操作ワイヤー	17-1	ワイヤA	1
		17-2	アウター	2
		17-3	ワイヤB	1
		17-4	リングキャッチA	1
		17-5	リングキャッチB	1
		17-6	銘板	1
		17-7	丸環	1
		17-8	より止め スプリング	1 1
18	つりピン操作ワイヤー	18-1	ワイヤA	1
		18-2	アウター	1
		18-3	ワイヤB	1
		18-4	リングキャッチA	1
		18-5	リングキャッチB	1
		18-6	銘板	1
		18-7	丸環	1

3. 構造と作動原理

- つり環とつりピンは、リンクとLリンクにより連結しており、つり環を引き上げると連動してつりピンが閉じる構造。
  つりピンのつり穴への差し込みは、開放ハンドルを操作して確認。

- 開放は、クレーンを巻下げ2本の操作ワイヤを同時に引いて自働に引いて自働開放する機構。

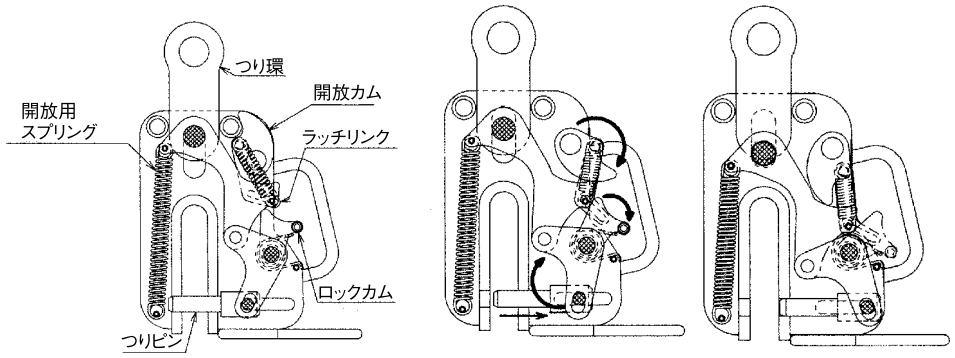

つり上げ状態　　中間状態　　開放状態

- つり環に荷重が掛かっている限り、つりピンが抜けない構造。

- 操作ワイヤをつり上げ途中に引っかけても、つり荷重が掛かっていればロックカムは、つりピンの抜けを防止する。

- つりピンが完全に差し込まれない時は開放ハンドルは途中で停止し、つりピンの差し込み状態を確認できる。

4. 使用方法と注意事項

(A) スリングの使用方法

クレーンフックにクランプ取り付け用スリング(チェーン、ワイヤ、金具、シャックル等)を使用して接続する。

危　険

取り付け用スリング(チェーン、ワイヤ、金具、シャックル等)はつり荷の重量に適合したものを使用する事。
クランプのつり環とクレーンフックの直結厳禁。

作業に使用するスリング及び金具の安全係数が次の基準を満たしていること。

- ワイヤーロープ　6以上
- チェーンスリング 5以上
- 金具　　5以上

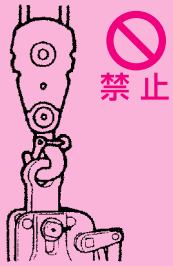

(B) クランプの取り付け方法

- 鉄骨等のつりピースの**つり穴の穴径と位置を確認。**
- クランプの開口部を差し込み、開放ハンドル[a]を操作して、つりピン[b]を、つり穴に押し込み、開放ハンドル[a]が、ロック位置に来るまで**押し込む。**(図1)
- つりピン(b)が、完全に差し込まれていない場合、開放ハンドル[a]は(図2)の位置で停止するので、再度つり穴の位置と寸法を確認する事。

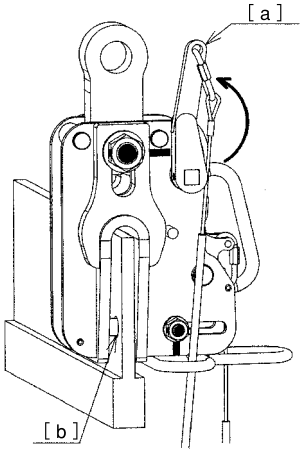

図1

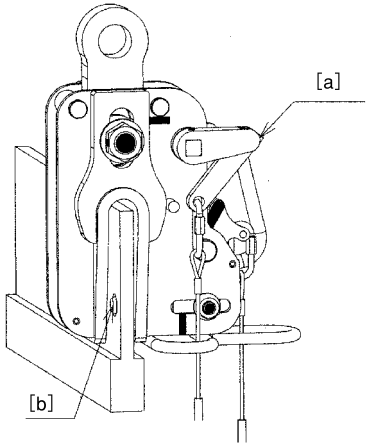

図2

⚠ 注　意

つりピンとつり環ボルトが白線マークまで押し込まれていることを確認。

つり環ボルトが白線マークに合っているのにつりピンガイドが白線マークの位置までこない場合は他の原因が考えられる為、直ちに作業を中止して最寄の営業所まで連絡して下さい。

安全ロックカム［C］が白線マークの見えない位置まで引き込まれていることを確認。

操作ワイヤ2本を柱に添わせて取り付ける。

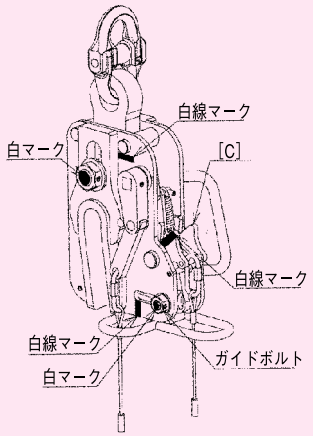

⚠ 注　意

操作ワイヤが操作可能な状態で取り付ける事。

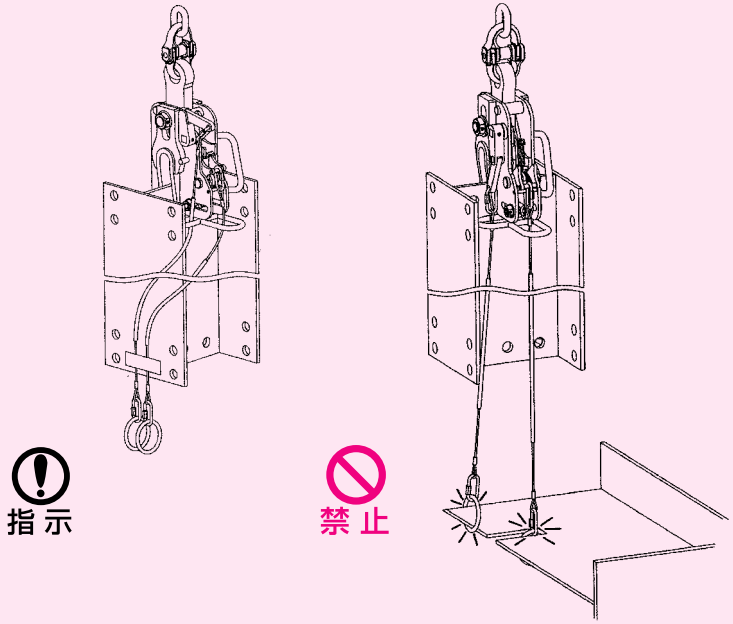

（C）つり上げ・運搬

（1）スリング（チェーン、ワイヤ、金具、シャックル等）とクランプのつり環接続部のからみに注意してクレーンを静かに巻上げる。

（2）クランプに荷重が掛かった時点で巻上げを一旦停止、つり荷の状態、クランプの取り付け（つりピンがつり荷のつり穴に差し込まれているか確認）、スリング（チェーン、ワイヤ、金具、シャックル等）のよじれ等、安全を再確認の事。

（3）クレーンの巻上げを再開して、つり荷の地切後巻上げを一旦停止し、つり荷姿勢を確認する。問題なければ運搬作業開始。

⚠ 注　意

引き起こし・運搬中、開放用操作ワイヤを、引っ掛けない事。

（D）巻下げ

鉄骨・梁等、つり荷の着床時の安全を確認後、クレーンを巻下げるつり荷の固定を確実に行ったか確認する。

「無負荷にしてクレーンフックを少し巻下げる。（約10センチ）」

（図3）

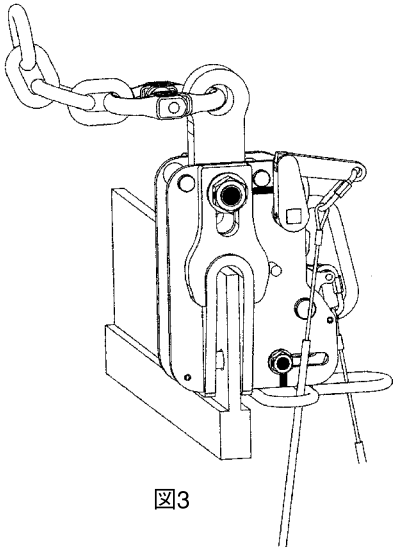

図3

(E) 開　放

• 操作方法(1)

(1) ロックカム操作ワイヤー(銘板①)を強く引いて、安全ロックカム[C]を開放状態にする。
(図4)

(2) つりピン操作用ワイヤ(銘板②)を勢い良く引いてピン[b]を抜く。
(図4、5)

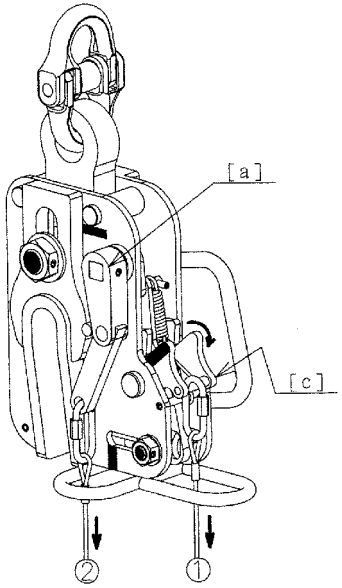

図4

• 操作方法(2)

(1) つりピン操作用ワイヤ(銘板②)を強く引いてロックを外す。
(図4)

(2) ロックカム操作ワイヤー(銘板①)を勢い良く引く
(図4)

(3) 開放用スプリング[s]が動いて、つりピン[b]が抜ける。
(図5)

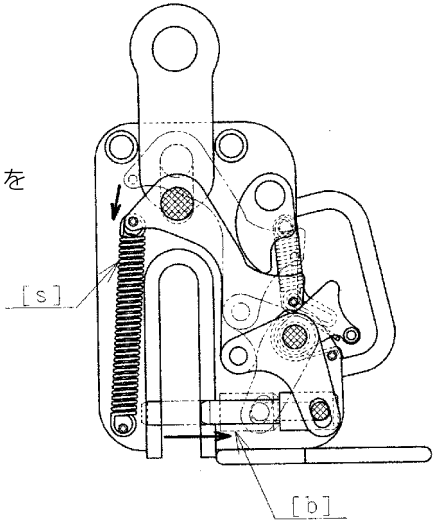

図5

(F) 取り外し

(1)(図4)の[a]つりピン操作ハンドルが開放位置にあることと、(図6)つりピンが完全に抜けていることを確認する。

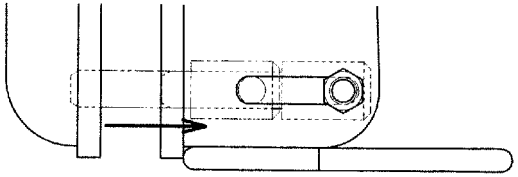
図6

(2)クレーンを巻上げて、クランプを外す。

⚠ 危　険

- 作業開始前の点検を必ず実施する事。
- 作動と注油を点検。
- 操作方法を確認する事。

5. 点検基準

点検箇所		点検基準	点検方法	処置
1 本体	1.摩耗、変形 (A)開口部の開き (B)ピン穴の変形摩耗 (C)ピン溝の変形摩耗	奥行き100mmにつき5mm以上は不可 5%以上又は、作動不良 1mm以上は又は、作動不良	計測又は 作動テスト	廃　却
	2.傷 (A)本体の傷	ノッチ傷、亀裂、アークストライク	目視またはMT検査	廃　却
2 つり環	1.摩耗、変形 (A)つり環穴の変形摩耗 (B)つり環本体の捻じれ 曲り (C)ボルト穴の変形摩耗	直径の拡大が　5%以上 環部の減少が1mm以上 中心軸方向の捻じれ寸法 1.5mm以上又は、作動不良 直径の拡大が　5%以上 環部の減少が1mm以上 作動不良	計測又は 作動テスト	交　換
	2.傷 (A)つり環本体の傷	ノッチ傷、亀裂、アークストライク	目視またはMT検査	交　換
3 リンク	(A)ピン穴の摩耗、変形	直径の拡大が5%以上 環部の減少が1mm以上	計測又は 作動テスト	交　換
	(B)ピン穴間の距離	正規寸法の3%以上又は作動不良		
4 Lリンク	(A)ピン穴の摩耗、変形	直径の拡大が5%以上 環部の減少が1mm以上	計測又は 作動テスト	交　換
	(B)ピン穴間の距離	正規寸法の3%以上又は作動不良		
5 つりピン	1.ピン本体の変形曲り 割れ	曲り等変形により作動不良となった もの、割れが認められるもの	作動テスト又は、 MT検査	交　換
	2.ピン本体の摩耗	正規寸法の5%以上摩耗したもの	計測又は、目視	交　換
6 開放ロックラッチ	1.ピンの摩耗	正規寸法の5%以上摩耗したもの	計測又は、目視	交　換
	2.開放ロックカムの摩耗	作動不良	作動テスト	交　換
	3.開放ハンドルとピンの ガタ	スプリングピンの変形	目視又は 作動テスト	スプリングピンの交換

点検箇所		点検基準	点検方法	処置
7 ボルト類	1.ネジ山の摩耗、傷	正規寸法の5%以上摩耗したもの 当り傷・変形により作動不良となったもの	計測又は、目視	交　換 交　換
	2.ボルト本体の変形、 曲り、割れ	曲り等の変形により作動不良となったもの、 割れが認められるもの	作動テスト又は、 MT検査	交　換
	3.ボルト本体の摩耗	正規寸法の5%以上摩耗したもの	計測又は、目視	交　換
8 ピン類	1.ピン本体の変形曲り 割れ	曲り等の変形により作動不良となったもの、 割れが認められるもの	作動テスト又は、 MT検査	交　換
	2.ピン本体の摩耗	正規寸法の5%以上摩耗したもの	計測又は、目視	交　換
9 スプリング	スプリングの伸び、 変形	5%以上の伸び、変形1箇所、作動不良	目視、計測 作動テスト	交　換
10 安全ロックカム	ロックカムの摩耗	作動不良	作動テスト	交　換
11 ラッチリンク	ピン穴の摩耗、変形 本体の変形	直径の拡大が5%以上作動不良	計測又は 作動テスト	交　換
12 キックバネ	キックバネ	変形・折損より作動不良となったもの	目視又は 作動テスト	交　換

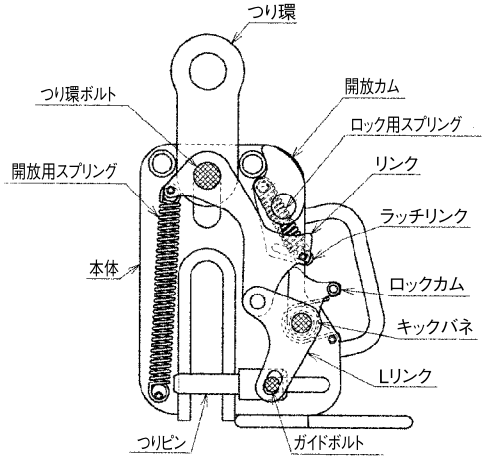

◆本書の内容の一部又は全部を無断で転載する事は禁止されています。
◆本書の内容に関しては予告なしに変更する場合があります。
◆本書の内容について万全を期しておりますが、万一ご不審な点がありましたら弊社営業所又は裏表紙の📠までご連絡下さい。
◆運用の結果の影響については前項にかかわらず責任を負いかねる場合もありますのでご了承下さい。
◆又前項に伴い事故やその他のトラブル　によって発生した損害については、補償は出来かねますのでご了承下さい。
◆製品のデザイン、仕様は予告なく変更する事があります。
◆このマニュアルは、裏表紙に記載の印刷年月現在に製造中の製品を対象としております。
これ以降に購入頂きました新機種又は、他機種につきましては弊社までお問い合わせ下さい。